

改訂版

三が知りたい!

# お金の はなし

病気で退職  
することに…。  
明日から  
どうしよう。



ゆっくり  
療養したくても  
お金のことが  
心配で…。



傷病  
手当金って  
なんですか?



傷病手当金 編

ニギハヤヒのニギハヤヒ  
知りトモのニギハヤヒ  
強ニギハヤヒ



監修

特定社会保険労務士  
キャリアコンサルタント

天野初音

特定社会保険労務士  
近藤明美

2023年11月改訂

## はじめに

病気やケガで会社を長期間休まなければならなくなる。定年延長など雇用の長期化が進む中、こうした出来事は誰の身の上にも起こりうることです。

健康保険には、「傷病手当金」という制度があります。病気やケガで会社を休まなければならなくなり、十分な給与を受け取ることができなくなったときに支給されるもので、本人と家族の生活保障という観点でつくられた制度です。実際に病気やケガで長期間働くことができなくなったとき、この制度は心強い味方になります。しかし、この制度は、自分で請求しないとその給付を受けることができません。知らないとうと利用できないのです。

まずはこの制度を理解し、いざというときに活用できるように。この小冊子は、そんな思いで作成しました。皆様の理解の一助となれば幸いです。

やはり  
お金のことは  
大事なことで  
思いますよ。



ワンダ社労士

ちょっと神経質だけど、困った人をほっとけない熱血漢の一面もあわせ持つ。そっくりな顔の税理士の兄がいる。

ユキ  
小木まさお

大手企業のサラリーマン。友人が病気になったり、部下が病気になったりと、心配事が絶えない。



ふるたとくや  
古田得也

まさおの学生時代からの友人。今年、子供が生まれたばかりなのに、病気で長期療養することに…。

ちわ  
千和わかこ

まさおの部下。体調が芳しくなくやむなく退職することに…。療養中の生活費のことが気がかり。



## C O N T E N T S

Q.1

病気で会社を長期間休むことに…。  
その間、給与が出ないと言われてしまいました。……

p4

Q.2

誰がもらえるの？ どれだけもらえるの？……

p6

WORD 支給の条件・待期間

Q.3

どうやったらもらえるの？……

p8

WORD 時効・提出先

Q.4

請求のときに気を付けるポイントは？……

p10

WORD 請求書

Q.5

一度受給した後、復職して再度休む場合、  
傷病手当金はもらえるの？……

p12

WORD 支給期間

Q.6

退職後も傷病手当金はもらえるの？……

p14

WORD 失業手当

Q.7

業務災害などで病気やケガをした場合は？……

p16

WORD 労災保険

Q.8

傷病手当金の他に、病気やケガのときに  
活用できる制度はあるの？……

p17

WORD 高額療養費・医療費控除

Q.9

相談できる場所はどこ？……

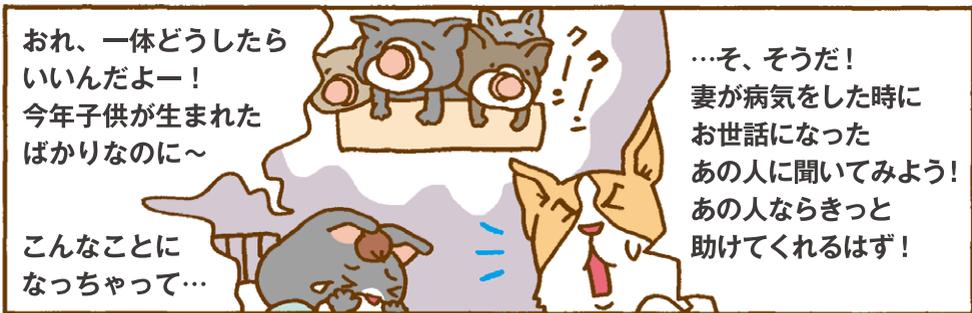
p18

WORD 相談支援センター・社会保険労務士



会社を長期間休まなければ  
ならないような病気やケガ。  
心配なのは身体のこと。  
次に心配なのはお金のことで  
はありませんか？

# Q.1 病気で会社を長期間休むことに…。 その間、給与が出ないと言われて しまいました。どうしよう。



A.

病気やケガにより仕事ができなくなり、会社を休んだ場合、その間の給与が出ない場合もあります。そんなときに、生活を保障するものとして「傷病手当金」という制度があります。



先生、私、手術することになってしまいました。手術の後も治療は続けたいので、会社を結構休むことになりそうです。会社の担当に聞いたら、休んでいる間は給与が出ないと言われて、今途方に暮れています…。



病気やケガで会社を休むと、会社の給与が減額されたり、無給になる場合があります。こうしたときの生活保障として、健康保険にはしょうびょうてあてきん傷病手当金という制度があります。



えっ!? それは初耳。どこから、どのくらい出るのですか?



健康保険から出ます。やっぱり知らない方が多いですよ。



今まで、病気がしい病気をしたことがなかったから… (えへん)



病気やケガはいつなるか分かりませんよ。実際、得也さんは今回初めての手術を受けられるのですよね。この制度をしっかりと活用するためにも、この制度のことを知っておきましょう。



なんだか難しそうですけど、大丈夫ですか?



大丈夫ですよ! 私たち社会保険労務士(社労士)はそのためにいますからね～。準備はいいですか。



はいっ!



## Q.2 誰がもらえるの？ どれだけもらえるの？



**A.** 病気やケガにより、会社を休んで療養した会社員本人がもらえます。金額は、給与のおおよそ3分の2です。支給される期間は1つの傷病につき、最長1年6か月です。



得也さんは健康保険に加入している会社員ですよね？



そうです。



傷病手当金は、健康保険に加入している会社員本人がもらえるものです（健康保険でも被扶養者の方は対象外です）。国民健康保険にはこの制度は残念ながらありません。見分け方は簡単です。自分の健康保険証を見てください。保険証のおもて面に、

「全国健康保険協会〇〇支部」「〇〇健康保険組合」「〇〇共済組合」と書いてある保険証の**本人**であれば該当します。いっぽう、交付者名に自治体名（〇〇区、〇〇市）や「国民健康保険組合」と書いてあるところにはこの制度はありません\*1。



ボクの保険証は「わんわん健康保険組合(本人)」なので、大丈夫ってことですね！



そういうことになりますね。



病気やケガのときももらえる、ということでしたが、もう少し説明してください。



傷病手当金の支給の条件は次のとおりです。



- ①（業務上や通勤災害でない）病気やケガにより療養中であること
- ②働けない状態であること（労務不能であること）
- ③4日以上会社を休んでいること（連続して3日間会社を休み、その後も休んでいる）
- ④給与（報酬）の支払いがない。または、傷病手当金の金額より少額となっていること※2



この①～④を全て満たした場合に支給されます。ただし、会社を連続して休み始めた最初の3日間を「待期間」と言い、この間は支給されず、4日目から支給されます。病気やケガの種類は問いません。



どのくらいもらえるのですか？



1日につき、支給開始日以前の継続した12か月間の標準報酬月額を平均して1/30したもの3分の2です。健康保険では、毎月の給与等を区切りのよい幅で区分した「標準報酬月額」を給付の基礎としています。



ええっと…？ まず、1年間の標準報酬月額を30で割って…、その3分の2が…？？



大ざっぱに言うと、例えば30万円の給与の方だと、1か月全部休んで無給の場合、20万円くらいもらえるわけです。期間は、1つの傷病につき、1年6か月です。



へえええ。病気やケガになったときの心強い味方ですね。

ワンダ社労士の

わん

ポイントアドバイス



### 【待期間の考え方】

病気やケガだからと言って、全部が支給の対象になる訳ではありません。連続して3日休んでいることが必要で、4日目から支給されます。これを「待期間」と言います。待期間は、会社の所定休日にかかわらず、また、有給・無給にかかわらず連続して3日休んでいることが要件です。例えば、毎週土日が休みの会社で、土日月の休みでも待期間は完成します。

- ※1 建設業などの同一業種による「国民健康保険組合」には、給付の内容は違いますが「傷病手当金」の制度がある場合もありますので、加入されている国民健康保険組合にお問い合わせください。
- ※2 休んでいる間、無給ではなく減額支給されている場合、傷病手当金はその差額分のみの支給となります。また、傷病手当金の額より多い給与が支給されている場合は、その間は支給されません。

## Q.3 どうやったらもらえるの？



**A.** 所定の申請書で健康保険に申請をします。申請しないともらえないので注意してください。申請の時効は2年です。

時効は  
2年!!



要  
自分で  
申請!!



傷病手当金をもらうためには、どういう手続きをすればいいのですか？



はい。所定の申請書を書いて提出します。傷病手当金の提出先は、加入している健康保険になります。保険証の「保険者」と書いてあるところです。

申請書ですが、例えば、全国健康保険協会（協会けんぽ）の申請書は次のとおりです。4枚で1セットになります。

### 申請者情報、申請内容

被保険者ご自身または、被保険者が亡くなった場合は相続人の方がご記入下さい。

1 ページ目 (¼)

2 ページ目 (¼)

3 ページ目 (¾)

### 療養担当者の意見書

担当医師に記入を依頼して下さい。

4 ページ目 (¾)



そうなんですネ～。なんだか難しそう。



これでも 2023 年の 1 月から新しい用紙になって、随分と分かりやすくなったのですよ。1、2 ページ目は休んでいる本人が記入します。3 ページ目は、休んでいる間の給与の支給状況を確認するもので、会社が記入します。4 ページ目は、主治医に書いてもらう書類になります。この書類を記入し、4 枚まとめて提出します。

申請には時効があり、受けることができる日（労務不能となった日ごと※<sup>3</sup>）の翌日から 2 年となっています。忘れずに申請しましょう。



ところで、これをもらうと会社に迷惑がかかったりしませんか？ 僕がこれを受けることで会社に何かペナルティとか、損したりするとかはないのですか？



健康保険の保険料は、会社（事業主）と本人が折半負担（2 分の 1 ずつの負担）をして会社がまとめて支払っています。保険料を納めることで、健康保険のさまざまな給付（＝サービス）を受けている訳です。傷病手当金もそうした給付の 1 つですから、会社が困ったり負担をしたりすることはないのですよ。



それならほっとしました。

ワンダ社 労士の

わん

ポイント アドバイス



### 【制度によって異なる健康保険の給付】

健康保険には、主に中小企業が加入する全国健康保険協会（協会けんぽ）と、大企業が中心の健康保険組合があります。その他に、公務員や教職員が加入する共済組合があります。勤務している会社によって加入するところが決まります。

健康保険組合や共済組合は、協会けんぽの給付内容に加えて上乘せがある場合があります（付加給付）。また、取扱いや運用は、各健康保険によって異なっていることも多いので注意が必要です。

※<sup>3</sup> 傷病手当金は 1 日単位で給付金が支払われるため、時効も 1 日単位で発生します。

# Q.4 申請の時に気を付けるポイントは？



**A.** 申請書の「記入例」に従い、正確に記入しましょう。とくに、勤務状況の記入及び療養担当者の意見書は重要です。



 **早速、申請書を書いてみようと思うのですが、気を付けるポイントを教えてください。**

 はい。最近、ホームページから申請用紙をダウンロードできる健康保険も増えてきました。申請書の書き方を「記入例」としてまとめているところもあります。「記入例」

がある場合には、一緒にダウンロードして、見ながら書くとよいですね。

ここでは協会けんぽの申請を例にして見ていくことにします。

申請に際して、とくに気を付けるポイントは、申請する本人が記入する①「療養のため休んだ期間」(2ページ目)と、担当の医師が記入する②「療養担当者記入用」(4ページ目)です。

## ①「療養のため休んだ期間」

(申請期間) (2ページ目)

この欄は、病気やケガなどにより仕事ができず休んだ期間を書きますが、会社の休業日にかかわらず、仕事ができず休んだ日の初日

から書いてください。例えば、毎週土日休みの会社で、土曜日から調子が悪くなった場合、休み始めた日は土曜日からになります。また、「がん」のように療養が長期にわたる場合、申請をまとめて行うことも可能です。その場合は、「療養のため休んだ期間」3ページ目の「勤務状況」欄と、4ページ目の「労務不能と認めた期間」欄についても、申請期間に対応する形で会社（事業主）の証明を受けてください。

## ②療養担当者記入欄（4ページ目）

傷病手当金の申請書には、必ず「療養担当者の証明欄」があります。これは、傷病手当金の支給要件の1つである「病気やケガにより仕事ができない状態」であるかどうかを確認するためのもので、担当の医師に書いてもらうことになります。

特に「労務不能と認めた期間」は、担当医師が、当該傷病により「仕事ができないと判断した期間」を証明するものです。従って、証明日（「上記のとおり相違ありません」の年月日）以前の年月日となっていることが必要です。

健康保険 傷病手当金 支給申請書		4ページ
療養担当者記入用		
申請者氏名 (少文字)	<input type="text"/>	
労務不能と認められた期間 (傷病発生の日の翌日から療養期間が終了するまでの期間を記入してください。)	年	月
療養担当者氏名 (労務不能と認められた期間中に担当した医師の氏名を記入してください。)	年	月
療養担当者の職名	証明日 (療養の終了の時期を証明する日)	年
申請者または療養者の 年月日	年	月
労務不能と認められた期間 の開始・終了の年月日 と氏名	年	月
労務不能と認められた期間 中に担当した医師の氏名 と「治療内容、検査 結果、診断書」等	年	月

ワンダ社労士の

わん

ポイントアドバイス



### 【申請書のちょっとしたひと工夫】

医師は多忙です。このため、書類を渡す際に、医師でなくても分かるところ（例えば患者氏名など）を鉛筆で書いておく、書いてもらいたい箇所を鉛筆で印をつけておくなどとするとよいでしょう。また、療養が長期にわたり、何枚も申請書を提出するといった場合、最初の申請書などをコピーして、2回目以降の申請の際、持参するなどすると、よりスムーズに証明してもらえらるかもしれません。

# Q.5 一度受給した後、復職して再度休む場合、傷病手当金はもらえるの？



**A.** 通算して、最長1年6か月までは受給できます。

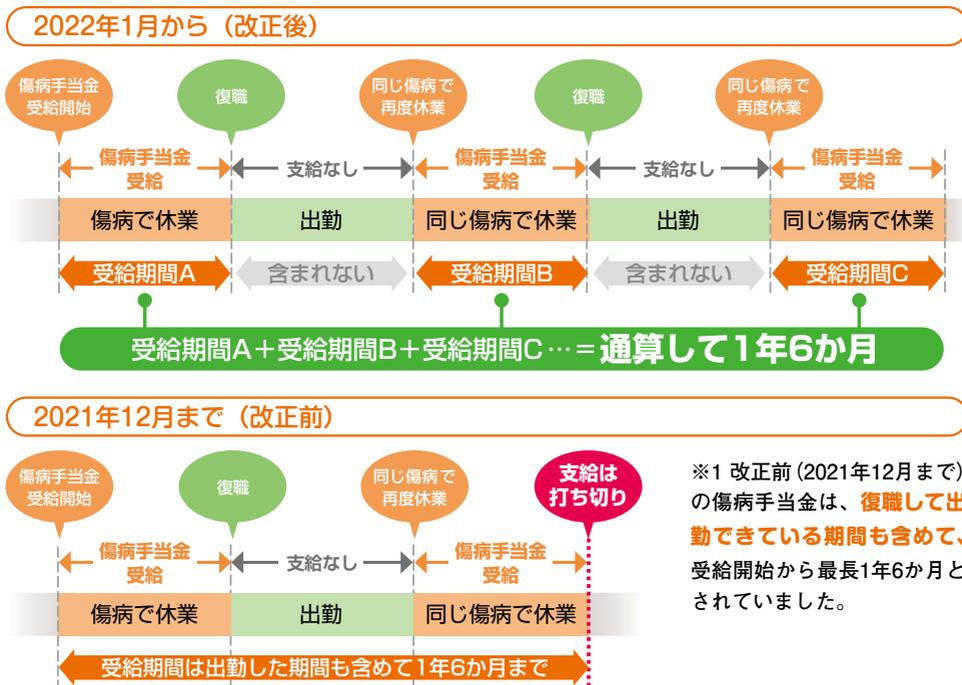


もう一つ質問です。例えば、傷病手当金をある程度もらった後に復職して、また病気が悪くなって休むことになった場合、再度傷病手当金はもらえるのでしょうか。



2022年1月からの法律改正により、傷病手当金は、1つの傷病につき、通算して1年6か月出ることになりました(図1)※1。

**図1 同一傷病※で再度休業した場合** ※再発や転移は同じ病気(同一傷病)になります。





「**通算して1年6か月**」というのは、休業と復職を繰り返す場合に、傷病手当金の受給期間が最長1年6か月になるまで繰り延べて受給できるということです。

ただし、これは、同じ傷病での受給期間なので、**違う傷病であれば、その違う傷病で新たに通算して1年6か月まで受給できることになります。**

また、改正した2022年1月以前に傷病手当金を受給していた方でも、**2020年7月2日以降に受給が開始されていれば経過措置として新制度の対象となります**（図2）。**2020年7月1日以前**に受給開始となっている方は、2022年1月1日時点で1年6か月経過しているので、従来どおり、受給開始から1年6か月で打ち切りとなります。

## 図2 改正以前に受給が始まっている方への経過措置



## Q.6 退職後も傷病手当金はもらえるの？



**A.** 条件を満たしていれば引き続き傷病手当金が受給できます。

 ワンダ先生、実はワタシの部下が今、病気で休んでいるのですが、あまり状態が思わしくなく、退職することになってしまいました。今、傷病手当金をもらっているようですが、退職後も傷病手当金はもらえるのでしょうか。



そうですか…。それは大変ですね。傷病手当金は、次の条件を満たしている場合、退職後も出ます。

### 支給条件

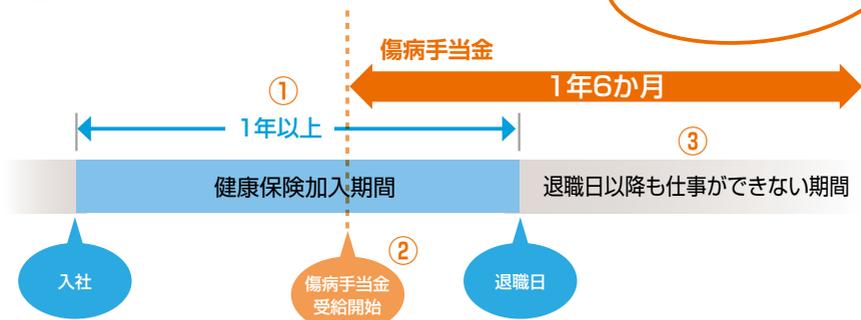
- ① 資格喪失日の前日（退職日等）までに被保険者期間が継続して1年以上あること
- ② 資格喪失日の前日（退職日等）に傷病手当金を受けているか、又は受けられること
- ③ 資格喪失日の前日（退職日等）に現に休んでいること



???? 何だか難しいですね。



☑で説明しましょう！



- ① 加入から退職日まで継続して1年以上健康保険に加入している場合に、
- ② 退職日前から傷病手当金を受けていて、
- ③ 退職日以降も引き続き仕事ができないとき、

に傷病手当金を受け始めたところから通算して1年6か月まで給付を受けることができます。このとき、退職日時点に「傷病のため仕事ができない」ことが必要です。この3つの条件を満たしたときに、退職してからも傷病手当金をもらえるのです。



そうですね～。それなら、しばらくは生活の心配をせず、安心して療養生活が送れますよね。早速、部下に教えてやります。

ワンダ社 労士の

わん

ポイントアドバイス



### 【傷病手当金と失業等給付（いわゆる「失業手当」）の関係】

雇用保険の制度には、失業等給付の基本手当というものがあります。いわゆる「失業手当」のことです。この手当は、働ける状態の求職者が、仕事を探している間の生活保障として給付されるものなので、傷病手当金受給中（仕事ができないので受給している）は、受けることができません。傷病により退職後すぐに働くことができない場合は、ハローワークで受給期間延長の申請をしておきましょう。この手続きをしておけば、仕事ができるようになって就職活動をするときに、基本手当を受給できます。受給期間延長手続きにより受給期間を最大4年間まで延長することができます。

### 雇用保険の延長申請手続き



## Q.7 業務災害などで病気やケガをした場合は？



**A.** 労災保険から給付が出ます。



ちょっと小耳に挟んだのですが、傷病手当金は、業務災害や通勤災害では出ないと聞きました。業務災害や通勤災害の場合は、傷病手当金のような給付はないのですか？



まさおさんがおっしゃるとおり、健康保険の傷病手当金は私傷病（業務以外の病気やケガ）が対象になります。業務災害や通勤災害をカバーする社会保険として、「労働者災害補償保険」（労災保険）があります。労災保険でも、病気やケガで会社を休む期間の給与に対する補償の制度があります（休業給付、休業補償給付など）。



労災保険は、会社の住所地の労働基準監督署が担当となります。詳細については、労災保険の対象になるかどうかも含め、労働基準監督署にお問い合わせください。



私傷病と業務上・通勤途上の災害は、問い合わせ先や手続き先が全く別になっているのですね。知らなかった。



ちなみに社会保険の種類ごとの扱いは、次のとおりです。

### 社会保険の適用範囲と手続き先

	業務災害・通勤災害	業務外（私傷病）	手続き先
健康保険	×	○	各健康保険 （協会けんぽ・健康保険組合等）
年金保険	○	○	年金事務所（共済組合）
労災保険	○	×	労働基準監督署

## Q.8 傷病手当金の他に、病気やケガのときに活用できる制度はあるの？



**A.** 治療費をカバーするものとして高額療養費、確定申告の医療費控除などがあります。また、収入の減少をカバーするものとして、障害年金や失業等給付などがあります。



ワンダ先生、この間、手術が終わって退院してきました。結構、医療費がかかってびっくりでした。会社を休むと収入は減るし、病気の治療費はかかるし、思った以上に大変なことが分かりました。傷病手当金の他に活用できる制度はありますか？



病気やケガのときに活用できる制度は大きく分けて2種類あります。一つは、医療費の負担をカバーするもの、もう一つは、収入の減少をカバーするものです。

### 医療費の負担をカバーする制度

- 高額療養費制度・限度額適用認定証（健康保険）
- 高額介護合算療養費（健康保険・介護保険）
- 公費負担医療（医療費助成制度）
- 医療費控除（税金）

### 収入の減少をカバーする制度

- 傷病手当金（健康保険）
- 失業等給付の基本手当（雇用保険）
- 障害年金（国民年金・厚生年金）
- 国民年金保険料免除・納付猶予制度（国民年金）
- 国民健康保険料の減額・減免制度（国民健康保険）



これらはそれぞれ受給するための条件が決まっています。請求先もそれぞれです。まずは条件に合致するかどうか、調べるところから始まります。「高額療養費・限度額適用認定証」と「医療費控除」については、「ここが知りたい！お金のなし」（医療費控除編、病院でかかるお金編）で説明しています。ぜひ、参考にしてください。



## Q.9 相談できる場所はどこ？

**A.** 加入している健康保険や、病院の相談支援センターなどがあります。



 申請書を取り寄せて書こうとしているところなのですが、よく分からないところがいくつかあります。どこに聞いたらよいですか？

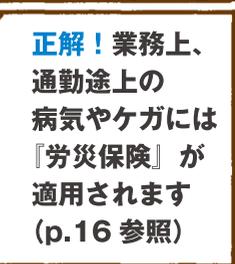
 加入している健康保険が窓口になります。  
最近では、各健康保険でホームページを充実させています。大抵の場合「記入例」が載っていますので、是非、参考にしてください。それでも分からないときは、加入している健康保険に電話して確認してみましょう。

また、在職中の申請では、会社の担当者（人事や給与関係を扱っている部署）に聞くことも可能だと思います。

 会社の人に聞いたら、「初めてなのでよく分からない…」と言われてしまいました…。

 そういう会社もあるようですね。直接、加入している健康保険に問い合わせする方法の他に、病院によっては「相談支援センター」といった名称のところで健康保険に限らずさまざまな公的な制度に関する相談に乗ってくれるところもあります。

また私のような社会保険労務士（社労士）は、健康保険や労災保険などの「社会保険」の専門家ですので、相談に応じることができると思います。社労士は、都道府県の社労士会に所属しています。各会によって異なっていますが、無料の相談窓口を用意している場合がありますので、相談してみるのも方法です（例えば、東京都社会保険労務士会は、「社労士110番」という電話相談窓口があります）。



●ホームページのご案内  
<https://ganwith.jp>



患者さんやご家族向けに、  
さまざまなコンテンツを  
ご用意しています。  
ぜひご活用ください。

すべての革新は患者さんのために



中外製薬株式会社

Roche ロシュ グループ

発行 中外製薬株式会社

企画制作 キャンサー・ソリューションズ株式会社

ZZZ0445.05  
2023年11月制作